

松山市土木設計業務等の電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第1条 松山市が発注する土木設計業務等の委託のうち本特記仕様書が添付されている業務委託について適用するものとする。

(目的)

第2条 公共事業の委託業務において発生する各種情報の電子化を進め、今後、工事施工・維持管理に活用するものである。

(電子納品)

第3条 電子納品とは、調査、測量、設計などの各業務段階の最終結果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「松山市土木設計業務等の電子納品ガイドライン」(以下「電子納品ガイドライン」という。)に基づいて作成し、これに定めのないものは、「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領 令和元年 11 月」に準拠して実施されたものを指す。

(成果物の提出)

第4条 電子成果物の内容のチェックは、電子納品する直前の電子媒体に対して行い、全てのファイルが問題なく開くことを確認し、電子データの仕様は、目視チェックを行うものとする。また、国土交通省版の電子成果物においては、目視によるチェックに加えて「松山市電子納品チェッカー」によりチェックを行い、電子成果物にエラーがないことを確認すること。

第5条 成果物は、「電子納品ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で2部と簡易製本した紙媒体の成果物を提出する。

また、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で納品を行うものとする。

(資料の配布)

第6条 電子納品ガイドライン等は、以下からダウンロード又は監督員から入手するものとする。

松山市のホームページ 技術管理課 電子納品(土木設計業務等)のページ

「松山市土木設計業務等の電子納品ガイドライン」

「松山市電子納品チェッカー」

「松山市電子納品チェッカーマニュアル」